

教育等の振興に関する施策の大綱

平成28年3月

石巻市

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

平成26年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、いわゆる「教育委員会制度改革」が行われることとなり、平成27年4月1日より新制度がスタートいたしました。

また、法律の改正に伴い、地方公共団体の長は、総合教育会議を設置し、教育委員会と協議・調整を図りながら、その地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

本市におきましては、これまでも、教育委員会とともに本市の総合計画基本計画の部門別計画である「教育関係基本4計画」（「石巻市教育ビジョン」「石巻市生涯学習基本構想」「石巻市スポーツ振興基本計画」「石巻市文化芸術振興基本方針」）を策定し、豊かな個性と創造性、「生きる力」を持った子どもたちを育てること、また、市民の方々が生涯にわたり多様に学びながら交流すること、郷土を誇りに思い、芸術文化を守り育むような地域社会を築くことを目指し、同計画に基づいた様々な施策を展開してまいりました。

さらに、東日本大震災後は、防災教育の充実を図るとともに、安全管理の徹底と学校や家庭、地域の連携による安全・安心な学校づくりを推進してきたところであります。

今般、本市の現行の「教育関係基本4計画」並びに「震災復興基本計画」等の諸計画における教育に関する項目を一体的に整理し反映させた「教育等の振興に関する施策の大綱」を、石巻市総合教育会議において協議・調整の上、策定いたしました。

今後とも、これまで以上に教育委員会と連携し、教育行政の一層の推進に取り組むとともに、震災の教訓を十分に踏まえ、石巻市の教育を充実させていく所存であります。

平成28年3月

石巻市長 亀山 紘

1. 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

2. 大綱の期間

平成27年度から平成29年度まで

3. 基本方針

基本方針 1

豊かな個性と創造性、「生きる力」を持つ未来の担い手を育みます。

基本方針 2

子どもの健やかな成長を支えるための体制づくりを推進します。

基本方針 3

児童生徒、保護者、地域住民にとって安全・安心な学校環境を構築します。

基本方針 4

生涯にわたって学び、豊かで生きがいに満ちた地域社会の構築を目指します。

基本方針 5

歴史や文化を尊重し、郷土愛を持った心豊かな人間を育みます。

4. 大綱の全体像（基本方針・基本目標・内容）

基本方針 1

豊かな個性と創造性、「生きる力」を持つ未来の担い手を育みます。

基本目標 1	時代の変化に対応した教育の推進
	<ul style="list-style-type: none">・ 主体的に社会の変化に対応し、自ら考えて判断し行動する「生きる力」を持った児童生徒の育成を目指します。・ 児童生徒に夢や希望を持たせ、未来を生きるために必要な学力を身に付けさせるために、教師の指導力の向上、児童生徒の学習習慣の育成、志を高めるための取組を展開します。・ 心身に障害がある子への就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことのできる学校教育を推進します。・ 地域社会との関わりを大切にした学校づくりに取り組むとともに、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校において教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互の教育の質の向上に取り組みます。・ 市立桜坂高等学校においては、生徒一人一人の「人間力」を高め、夢を実現させるため、特色ある教育活動を実践し、魅力ある学校づくりを推進します。
基本目標 2	児童生徒の豊かな心と体、確かな学力の育成
	<ul style="list-style-type: none">・ 学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを通して児童生徒一人一人の学ぶ意欲や自ら考える力を育て、児童生徒の基礎学力の向上を目指します。・ 豊かな自然に親しみ、自然の事物・現象の中から問題を見だし、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力の育成を図ります。・ 人との関わりを大切にするという観点から、児童生徒の心に訴える人権教育・道徳教育の充実を図り、豊かな人間性を育み、児童生徒の「生きる力」を培います。・ 生涯にわたりたくましく生きていくために、基礎体力の向上、健康管理・保健衛生の指導の充実を図るとともに、健やかに生きるための基礎を培う食育の推進を図り、児童生徒の健全な心身の育成を目指します。・ いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の登校へ向けた支援体制の充実を図ります。

基本方針 2

子どもの健やかな成長を支えるための体制づくりを推進します。

基本目標 3

人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

- ・ 幼児期の主体的な遊びを中心とした指導から、児童期の学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成できるよう、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼・保・小の連携を推進します。
- ・ 子ども一人一人の発達段階や実情に配慮した適切な指導・支援を継続的に行います。

基本目標 4

学校、家庭、地域等が協働して子どもの成長を支える体制づくり

- ・ 人と人とを結び、子どもの豊かな学習機会と地域住民に新たな学習活動を生み出す協働教育を推進します。
- ・ 地域において、様々な機関や団体等が相互理解を図りながら協働して子どもの教育に携わることができるよう、交流・情報交換のできる環境の整備に努めます。
- ・ 協働の理念や目的を理解し、調整等のスキルを持ったコーディネーターの発掘や養成を図り、協働教育の基盤となる組織の構築を推進します。

基本方針 3

児童生徒、保護者、地域住民にとって安全・安心な学校環境を構築します。

基本目標 5

より早い教育環境の正常化、子どもたちの心のケアの充実、地域・関係機関と連携した防災教育の強化

- ・ 東日本大震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建に取り組むとともに、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを推進します。
- ・ 東日本大震災の教訓を生かし、地域と連携して防災教育を強化して幼児・児童・生徒の災害対応力を育成するとともに、防災管理に万全を期し、安全・安心な学校環境づくりを進めます。
- ・ 学校、地域、関係機関が連携し、学校安全の管理体制の充実・徹底を図り、児童生徒が自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度等の育成を推進します。
- ・ 各学校等における相談体制の充実や学校と関係機関の連携により、児童生徒の心のケアを充実し、問題行動等の未然防止・早期対応・早期解決できるよう長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。

基本方針 4

生涯にわたって学び、豊かで生きがいに満ちた地域社会の構築を目指します。

基本目標 6

生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進

- ・ 様々な分野で活躍する人材、学習団体などとの連携を推進し、市民の誰もが主体的に自らの意思により自由に学習活動を行っていけるよう、必要な支援を行っていきます。
- ・ より豊かな地域社会を形成していくために、市民の交流を通して、市民が学習活動で培った知識・経験とそれを必要とする人が連携し、共に活動していくことを支援していきます。
- ・ 運動やスポーツを通して、健康の維持増進や仲間とのコミュニティづくり、あるいはスポーツ技能を高めるなど、豊かなスポーツライフが構築できるよう、スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、競技力向上に向けた環境の整備に努めます。

基本方針 5

歴史や文化を尊重し、郷土愛を持った心豊かな人間を育みます。

基本目標 7

文化芸術を身近に感じられる環境づくり、自主的・創造的な文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術を身近に感じることができるよう、文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の機会づくりを推進するとともに、文化芸術に関する情報機能を強化して、必要な情報を分かりやすく簡単に入手しやすい体制づくりを進めます。
- ・ 子どもたちを対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、文化芸術分野の人材の活用や新たな人材の育成を図りながら、自主的かつ創造的な活動を推進するための基盤づくりに努めます。
- ・ 文化財、伝統芸能等の文化遺産を保護・保存し次世代に継承するとともに、市民の文化遺産に対する関心を高め、郷土を愛する心の醸成を図ります。